

高齢者・障害者の交通費を助成します

高齢者すこやか支援課 ☎ 829-1146 / 障害福祉課 ☎ 829-1141

対象者

高齢者交通費助成

昭和30年3月31日以前生まれの市民(障害者手帳をお持ちのかたを除く)

障害者交通費助成

- 次のいずれかに該当する市民
- ・身体障害者手帳1～3級か療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つかた
 - ・昭和30年3月31日以前生まれで、身体障害者手帳4～6級を持つかた



タクシー・船舶などの利用券を希望するかた

4月中旬

「利用券引換券」が届きます

引換券(はがき)を持参し、利用券の交付を受けてください。

場所 地域センター、郵便局

期間 4月9日(火)～12月27日(金)の平日

※郵便局は5月31日(金)まで

交付する利用券

「タクシー」「船舶(伊王島・高島・池島)」「コミュニティバス(外海・野母崎・池島・高島・伊王島線)」利用券(5,000円相当分^{*1})のいずれか一つ。障害者のかたは「ガソリン(5,000円分)」、「福祉タクシー(48枚)^{*2}」利用券も選べます。

※1 12歳以下の障害者のかたは3,000円相当分

※2 福祉タクシーの対象者の要件は引換券で確認を

バス・路面電車の利用で助成を希望するかた(エヌタスTカードかニモカ)

4月中旬～下旬

「交通費助成登録確認通知書」が届きます

登録したカードで、バス・路面電車をご利用ください。利用に応じて、5,000円分までのポイントを交付します。

※12歳以下の障害者のかたは3,000円分

※申し込み内容に不備があって登録が完了していないかたには、引換券(はがき)が届きます

引換券(はがき)が届いたかたで、バス・路面電車の利用による助成に変更したい場合

準備

エヌタスTカードかニモカを準備

手続き

地域センターにある「交通費助成方法変更申込書」を提出
※引換券を持参

カードの登録完了

交通費助成方法変更確認通知書が届く

引換券や通知書は順次発送しますので4月中旬に届かなかった場合のみお問い合わせください
詳しくは、あじさいコール(☎822-8888)へ

給付金7万円の申請期限は4月30日(火)まで

住民税非課税世帯に給付金を支給しています。対象者には1月に「支給のお知らせ」か「支給要件確認書」を送付しています。支給要件確認書が届いているかたは、4月30日(火)までに返送してください。

あなたは家計急変世帯? ご確認ください

予期せず家計が急変し、「住民税非課税世帯相当」になった世帯へも給付金を支給していますので、申請書を提出してください。

申請書は市ホームページからダウンロードか、市臨時特別給付金コールセンターへご連絡を。



市臨時特別給付金コールセンター ☎0120-095033

平日 午前8時45分～午後5時30分



◀詳しくはこちら